

JETRO



# TPPのメキシコへの影響

2016年3月

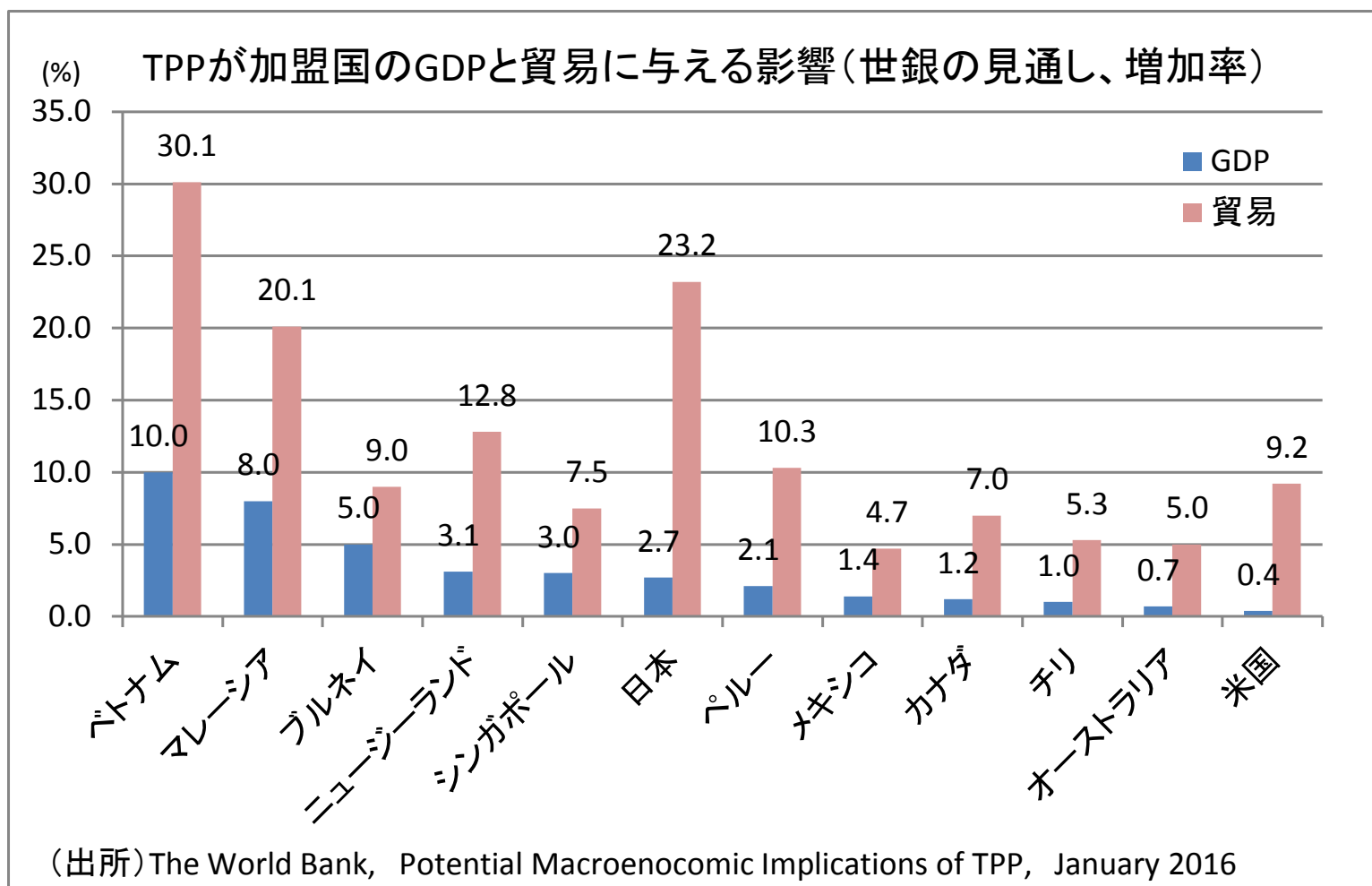
ジェトロ 海外調査部  
米州課 中畑貴雄

# 本日のテーマ

1. TPPがメキシコ経済に与える影響
2. 日本の産品の対メキシコ市場アクセスにおける効果
3. 進出企業の部材調達に与える効果
4. メキシコのビジネス環境に与えるその他の効果

# 1. TPPがメキシコ経済に 与える影響

# TPPのGDP成長率・貿易拡大に与える影響



# メキシコのTPP加盟国との貿易

TPP加盟国との二国間貿易(2015年)

(単位:100万ドル, %)

相手国名	二国間 FTA の有無	二国間貿易額						三大貿易品目	
		輸出		輸入		貿易収支(金額)		メキシコ の輸出	メキシコ の輸入
		金額	構成比	金額	構成比	全体	農水産品		
米国	有	308,788	81.1	186,802	47.3	121,986	3,049	乗用車、自動車部 品、貨物自動車	ガソリン、自動車部品、 ディーゼルエンジン
カナダ	有	10,546	2.8	9,948	2.5	598	△ 1,189	乗用車、貨物自動 車、自動車部品	自動車部品、菜種、 乗用車
ペルー	有	1,651	0.4	681	0.2	969	28	テレビ、銀精鉱、乗用 車	LNG、銅精鉱、唐辛 子類
チリ	有	1,861	0.5	1,480	0.4	381	△ 498	テレビ、乗用車、貨物 自動車	銅地金、鶏肉、木材
日本	有	3,017	0.8	17,368	4.4	△ 14,351	744	原油、豚肉、自動車 部品	自動車部品、乗用 車、電気回路部品
シンガポール	無	523	0.1	1,328	0.3	△ 806	4	IC、コンピュータ、通信 機器	IC、半導体、コンピュ ータ
マレーシア	無	122	0.0	7,463	1.9	△ 7,341	△ 26	通信機器、コンピュ ータ、有機化学品	IC、通信機器、半導 体
ベトナム	無	168	0.0	3,692	0.9	△ 3,523	△ 69	ナッツ、甲殻類、牛 革	IC、携帯電話、履物
ブルネイ	無	2	0.0	0	0.0	2	-	乗用車、コンピュータ部 品、通信機器	Tシャツ、子供服、プ ラスチック管
オーストラリア	無	1,051	0.3	599	0.2	452	141	ビール、鉛鉱、乗用 車	石炭、アルミニウム、チ タン 鉱
ニュージーラ ンド	無	106	0.0	349	0.1	△ 243	△ 168	乗用車、ビール、通信 機器	バター、カゼイン、羊・や ぎの肉
11カ国合計	—	327,834	86.1	229,710	58.1	98,124	2,014	—	—
全世界	—	380,772	100.0	395,232	100.0	△ 14,460	1,989	—	—

(注) 二国間貿易額、貿易収支はメキシコ側の統計を利用。

貿易額の構成比はメキシコの各国との貿易額の全世界との貿易額に占める比率。

農水産品の貿易収支は、HS01～24類の合計で計算。

(出所) 国立統計地理情報院(INEGI)貿易統計から作成

# メキシコの分野別平均実行関税率 ～センシティブ産業は？～

平均関税率の推移

(単位:%)

平均種別	分類	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
単純平均	全品目	11.50	9.60	6.89	6.89	5.94	5.87	5.60
	消費財	25.02	23.63	22.00	22.30	19.11	17.31	16.40
	中間財	9.14	7.04	4.28	4.27	3.50	3.00	2.90
	資本財	8.90	8.10	4.81	4.80	4.18	4.43	4.40
加重平均 (財の種類別, 含む特惠税率)	全品目	0.95	0.89	0.66	0.61	0.57	0.56	0.62
	消費財	3.06	3.19	2.84	2.54	2.26	2.12	2.77
	中間財	0.48	0.82	0.27	0.24	0.24	0.23	0.25
	資本財	1.00	0.43	0.59	0.57	0.54	0.30	0.30
加重平均 (産業分野別, 含む特惠税率)	農牧水産業	0.30	0.64	0.81	0.56	0.20	0.14	0.09
	製造業							
	履物	24.79	21.84	22.14	21.17	22.00	21.12	22.29
	繊維・アパレル	5.42	5.43	5.24	5.25	5.20	5.52	5.77
	食品・飲料・タバコ	1.98	2.54	2.44	1.89	1.50	1.25	1.20
	鉄鋼・金属	0.78	0.74	0.44	0.47	0.40	0.52	0.49
	化学	0.78	0.86	0.48	0.43	0.40	0.44	0.43
	プラスチック・ゴム	0.77	0.58	0.37	0.37	0.40	0.38	0.40
	機械・機器	0.60	0.51	0.27	0.26	0.30	0.36	0.26
	自動車・同部品	1.83	1.35	0.74	0.39	0.20	0.16	0.16
	紙製品・印刷物	0.35	0.38	0.26	0.14	0.10	0.11	0.09
	電子・通信	0.72	0.15	0.12	0.13	0.10	0.09	0.06

(注) 単純平均は関税率を全タリフライン(2014年は1万2,315品目)で単純平均したものの。

加重平均は各タリフラインの貿易量を基に加重平均したもののだが、FTAなどの特惠税率の利用も考慮し、実際に支払われた税額を基に平均した実効税率。

(出所)「ペニャ・ニエト政権第3次年次報告書」(原資料は経済省)

# アジア大洋州への輸出拡大が期待できる品目は？

メキシコの対日輸出上位品目に対するTPPアジア太平洋加盟国の関税削減スケジュール

(ベースレート単位: %)

品名	マレーシア		ベトナム		シンガポール		ブルネイ		オーストラリア		ニュージーランド	
	B.Rate	カテゴリー	B.Rate	カテゴリー	B.Rate	カテゴリー	B.Rate	カテゴリー	B.Rate	カテゴリー	B.Rate	カテゴリー
原油	0.0/5.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
データ受信機器	0.0	EIF	0.0/3.0	EIF	0.0	EIF	0.0/5.0	EIF	0.0	EIF	0.0/5.0	EIF
その他の医療機器	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0/20.0	EIF/BD7-C	0.0	EIF	0.0	EIF
豚肉(冷凍、部分肉)	0.0	EIF	15.0	B8	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
革製自動車シート素材	20.0	EIF	20.0	B4	0.0	EIF	5.0	EIF	5.0	AU3-A	5.0/10.0	EIF
塩	0.0	EIF	30.0	B11	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
アボカド	5.0	EIF	15.0	B4	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
銅鉱石	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
カテーテル・カニューール等	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
トランスミッションの部品	25.0	EIF	10.0	B11	0.0	EIF	20.0	EIF	5.0	AU3-A	0.0	EIF
データ処理装置	0.0	EIF	0.0/3.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
銀鉱石	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
航空機エンジン部品	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
ガソリンエンジン部品(4輪用)	0.0/5.0/30.0	EIF/B11	3.0	B8	0.0	EIF	20.0	BD7-C	5.0	EIF	0.0/5.0	EIF
酢酸セルロース	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
スピーカー	0.0/15.0	EIF	10.0/15.0	EIF/B4	0.0	EIF	5.0	BD7-A	0.0/5.0	EIF	5.0	B7
エアバック	30.0	EIF	7.0/10.0	B11	0.0	EIF	20.0	BD7-C	5.0	EIF	5.0	EIF
クロマグロ	0.0	EIF	18.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
牛肉(冷凍、骨なし)	0.0	EIF	15.0	B3	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
亜鉛鉱石	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF	0.0	EIF
乗用車(排気量3L以下)	30.0	B6/B11/B13	70.0	VN13-A	0.0	EIF	0.0	EIF	5.0	EIF	0.0	EIF

(注)2015年の対日輸出額上位21品目についてのTPPアジア太平洋加盟国(日本を除く)の関税削減スケジュール。

太平洋を跨いだ輸出でも競争力がある品目の事例として対日輸出上位品目を抽出した。

カテゴリーの「EIF」は即時撤廃を意味する。TPPの関税メリットがある品目に黄色の網掛けを施した。

(出所) TPPの各国譲許表より作成

## 2. 日本産品の対メキシコ市場 アクセスにおける効果



# TPP加盟国の関税撤廃率

TPP参加国の関税撤廃率

	日本	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	100%

[資料]内閣官房資料から作成

工業製品:相手国側の関税撤廃状況

	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
11カ国全体	86.9%	76.6%	99.9%	99.9%
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
オーストラリア	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
シンガポール	100.0%	100.0%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
日本	95.3%	99.1%	100%	100%

[資料]内閣官房資料から作成

## <参考>メキシコの関税譲許カテゴリー

カテゴリー	内容
EIF	即時撤廃
B3	3年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/3ずつ)に関税引き下げ。
B5	5年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/5ずつ)に関税引き下げ。
B8	8年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/8ずつ)に関税引き下げ。
B10	10年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/10ずつ)に関税引き下げ。
B12	12年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/12ずつ)に関税引き下げ。
B13	13年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/13ずつ)に関税引き下げ。
B15	15年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/15ずつ)に関税引き下げ。
B16	16年目(1/1)に関税撤廃。均等(1/16ずつ)に関税引き下げ。
D	WTO協定に基づく税率を適用
MX10	発効時から5年目まで据置(base rate適用)。10年目(1/1)に関税撤廃。6年目以降均等(1/5ずつ)に関税引き下げ。
MX11	1年目(1/1)に16%に引き下げ。11年目(1/1)に関税撤廃。2年目以降均等(1/10ずつ)に関税引き下げ。
MX13	発効時から3年目まで据置(base rate適用)。13年目(1/1)に関税撤廃。4年目以降均等(1/10ずつ)に関税引き下げ。
MX16	発効時から5年目まで据置(base rate適用)。16年目(1/1)に関税撤廃。6年目以降均等(1/11ずつ)に関税引き下げ。
MX-R1	1～10年目にかけて各年均等に削減し関税率をbase rateの50%削減した率とする。10年目以降関税率10%を維持。
MX-R2	1～5年目にかけて各年均等に削減し関税率をbase rateの50%削減した率とする。5年目以降関税率36%を維持。
MX-R3	1～7年目にかけて各年均等に削減し関税率をbase rateの70%削減した率とする。7年目以降関税率42%を維持。
MX-R4	1～8年目にかけて各年均等に削減し関税率を8%とする(base rateは30%)。9年目7.75%、10年目.5%に引き下げ(11年目以降関税率7.5%を維持)。
MX-R5	1～8年目にかけて各年均等に削減し関税率を4%とする(base rateは15%)。9年目3.87%、10年目3.75%に引き下げ(11年目以降関税率3.75%を維持)。
MX-R6	1～8年目にかけて各年均等に削減し関税率を1.33%とする(base rateは5%)。9年目1.28%、10年目1.25%に引き下げ(11年目以降関税率1.25%を維持)。
MX-R7	1年目に47.5%に引き下げ(bae rateは50%)。2年目以降47.5%を維持。
CSQ	関税割当を適用。
CSA	砂糖を対象にオーストラリアに関税割当

## <参考>メキシコの関税譲許カテゴリー(つづき)

MX-R1 MXR-2

(関税削減)

コーヒー(0901)。コーヒー(いったものを除く)のうちロブスタ種(0901.11.01)のみ関税撤廃(B16を適用)。

MX-R3

(関税削減)

インスタントコーヒー、コーヒーエキス(2101.11、2011.12)

MX-R4

(関税削減)

【日本からの輸入のみ適用】セミトレーラー用の道路走行用トレーラー(8701.20)、10人以上の人員の輸送用の自動車(8702)、車両総重量が7,257kg超の貨物自動車(8704の一部)、コンクリートミキサー(8705.40)、原動機付きシャシ/乗用車、車両重量5トン以下の貨物自動車用を除く(8706の一部)

MX-R5

(関税削減)

【日本からの輸入のみ適用】貨物自動車／その他のもの(8704.90)

MX-R6

(関税削減)

【日本からの輸入のみ適用】scum carrier(8704の一部)

MX-R7

(関税削減)

中古車(8701,8702,8703,8704の一部)

# 対メキシコ市場アクセスが改善される品目

日墨EPAにおけるメキシコ側関税撤廃除外品目とTPPIにおける対日関税譲許

HS	品名	日墨除外 品目数	TPPIにおける扱い				HS	品名	日墨除外 品目数	TPPIにおける扱い			
			撤廃	低減	割当	除外				撤廃	低減	割当	除外
01類	生きた動物	11	11				21類	各種調整食料品	31	27	3		1
02類	肉類	46	46				22類	飲料、アルコール、食酢	9	9			
03類	魚介類	51	51				23類	食品のくず、調整飼料	9	9			
04類	酪農品・卵・蜂蜜	42	17		25		24類	たばこ、たばこ代用品	5	5			
05類	動物性生産品	3	3				28類	無機化学品	1	1			
07類	野菜類	28	28				29類	有機化学品	9	9			
08類	果実・ナッツ	28	28				30類	医療用品	6	6			
09類	コーヒー・茶・スパイス	24	24				33類	精油、香料、化粧品等	4	4			
10類	穀物	18	18				35類	タンパク系物質、変性澱粉等	17	17			
11類	穀物の粉	36	36				38類	各種化学工業生産品	12	12			
12類	採油用・飼料用植物	19	19				41類	皮革	1	1			
13類	植物性の液汁・エキス	19	19				42類	革製品、旅行用具、鞆	4	4			
14類	植物性の組物材料等	3	3				43類	毛皮、人工毛皮	12	12			
15類	動物性・植物性の油脂等	50	50				44類	木材、同製品	10	10			
16類	肉及び魚介類調製品	15	15				49類	印刷物	2	2			
17類	糖類及び砂糖菓子	28	17			11	50類	絹及び絹織物	2	2			
18類	ココア及びその調製品	11	10			1	64類	履物類	5	5			
19類	穀物・乳製品調製品等	28	28				87類	鉄道以外の車両、同部品	32		32		
20類	野菜・果実等調製品	47	47				合計	678	605	35	25	13	

(出所)2012年7月以降の日墨EPA適用関税率を公示する政令(2012年6月29日付官報公示)、TPPIのメキシコの譲許表から作成

# 日本の農水産品の対メキシコ輸出ポテンシャル

日本の農水産食品分野における主要輸出品目

(単位:100万ドル, %)

HS	品名	輸出額	構成比
030799	その他の軟体動物(貝類等)	465	6.3
210690	その他の調整食料品	415	5.6
190590	その他のベーカリー製品	258	3.5
210390	その他のソース・混合調味料	241	3.3
240220	紙巻たばこ	194	2.6
160561	なまこの調製品	179	2.4
030354	さば(冷凍)	147	2.0
160552	スキャロップ(帆立貝)の調製品	131	1.8
220600	日本酒	120	1.6
080810	りんご(生鮮)	111	1.5
030389	その他の冷凍した魚	106	1.4
030489	その他の冷凍魚フィレ	98	1.3
120991	野菜の種	95	1.3
220210	飲料水・ミネラルウォーター	87	1.2
220830	ウイスキー	86	1.2
160420	その他の調整した魚	85	1.2
220290	その他のノンアルコール飲料	76	1.0
170490	その他の砂糖菓子	75	1.0
220300	ビール	71	1.0
230990	その他の飼料	68	0.9
050800	珊瑚、甲殻類・軟体動物の殻	65	0.9
110100	小麦粉	65	0.9
060290	きのこ類	61	0.8
210410	スープ、ブロス等	58	0.8
030312	太平洋サケ(冷凍)	58	0.8
210310	醤油	51	0.7
020130	骨なし牛肉(生鮮・チルド)	51	0.7
090210	緑茶	49	0.7
190230	パスタ・麺類(調理済み)	48	0.6
151550	ごま油	45	0.6
190219	パスタ・麺類(未調理)	44	0.6
190410	インスタントライス等	44	0.6
190110	育児食用の調製品	44	0.6
020230	骨なし牛肉(冷凍)	40	0.5
030341	びんながマグロ	40	0.5
農水産・食品合計		7,403	100.0

(出所)財務省「貿易統計」(通関ベース)

メキシコの農水産食品分野における主要輸入品目

(単位:100万ドル, %)

HS	品名	輸出額	構成比
100590	トウモロコシ	2,415	9.1
120190	大豆	1,574	5.9
100199	小麦(ドゥラム小麦を除く)	1,026	3.9
020312	豚肉(生鮮・チルド、骨付き)	867	3.3
230400	大豆油かす	840	3.2
020130	骨なし牛肉(生鮮・チルド)	794	3.0
120510	菜種	670	2.5
040210	脱脂粉乳	614	2.3
210690	その他の調整食料品	588	2.2
020713	鶏肉(生鮮・チルド、分割肉)	440	1.7
170260	その他の果糖及び果糖水	385	1.4
230330	醸造又は蒸留の際に生ずるかす	348	1.3
020714	鶏肉(冷凍、分割肉)	299	1.1
151110	パーム油(粗油)	296	1.1
120991	野菜の種	296	1.1
040690	その他のチーズ	293	1.1
080810	りんご(生鮮)	280	1.1
220300	ビール	226	0.9
050400	動物の腸・ぼうこう・胃	226	0.8
020329	豚肉(冷凍、骨なし)	224	0.8
150210	タロー(牛の脂)	224	0.8
210410	スープ、ブロス等	208	0.8
020726	七面鳥の肉(生鮮・チルド、分割肉)	207	0.8
210390	その他のソース・混合調味料	206	0.8
110710	麦芽(煎っていないもの)	198	0.7
100610	米(もみ)	192	0.7
220290	その他のノンアルコール飲料	183	0.7
220830	ウイスキー	181	0.7
230990	その他の飼料	177	0.7
220421	ワイン	176	0.7
020629	その他の牛のくず肉	170	0.6
190590	その他のベーカリー製品	165	0.6
120242	落花生(殻なし)	164	0.6
200410	ジャガイモ調製品	163	0.6
180690	その他のチョコレート菓子	160	0.6
農水産食品合計		26,599	100.0

(出所)国立統計地理情報院(INEGI)貿易統計

# TPP発効による効果が期待できる日本の 農水産品・加工食品

TPP発効の効果が期待できるポテンシャル農水産品・食品

(単位: %)

HS	品名	現行	TPPによる関税削減スケジュール											
		対日	カテゴリー	B.Rate	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2106.90.99	その他の調整食料品	15.0(*)	EIF	15.0(*)	0.0									
1905.90.99	その他のベーカリー製品	10.0	EIF	10.0	0.0									
2103.90.99	その他のソース・混合調味料	15.0(*)	EIF	15.0(*)	0.0									
0808.10.01	りんご(生鮮)	45.0	B10	45.0	40.5	36.0	31.5	27.0	22.5	18.0	13.5	9.0	4.5	0.0
2202.90.99	その他のノンアルコール飲料	20.0(*)	EIF	20.0(*)	0.0									
0201.30.01	骨なし牛肉(生鮮・チルド)	16.0(**)	B10	20.0	18.0	16.0	14.0	12.0	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0	0.0
0307.99.99	その他の軟体動物	17.0	B10	20.0	18.0	16.0	14.0	12.0	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0	0.0
0303.54.01	さば(冷凍)	17.0	EIF	20.0	0.0									
2103.10.01	醤油	20.0	EIF	20.0	0.0									
0902.10.01	緑茶	10.0(**)	EIF	20	0.0									
1902.30.99	その他の麺類(調理済み)	10.0	B5	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0	0.0					
1902.19.99	その他の麺類(未調理)	10.0	B5	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0	0.0					
1904.10.01	育児食用の調製品	10.0(*)	EIF	10.0(*)	0.0									
0802.41.01	くり(殻付き)	20.0	EIF	20.0	0.0									
2208.90.02	焼酎(アルコール度数23度以下)	20.0	EIF											

(\*)従価税と従量税の複合税率であり、従量税は0.36US\$/kg。

(\*\*)現行EPAでは関税割当内で関税が削減される。

(出所)メキシコ経済省関税率検索サイト(SIAVI), TPP譲許表などから作成

# TPP発効による工業製品分野の 市場アクセスの改善

## (1) 一部品目における関税削減

TPPに基づく工業製品の対日関税削減スケジュール(主要なもの)

対象	Base Rate	MFN	カテゴリー	対日TPP税率(%)										
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	以降
ゼラチン	5.0	5.0	EIF	0.00										
大型バス・トラック	30.0	20.0	MXR4	27.25	24.50	21.75	19.00	16.25	13.50	10.75	8.00	7.75	7.50	7.50
電気バス・トラック等	15.0	15.0	MXR5	13.63	12.25	10.88	9.50	8.13	6.75	5.38	4.00	3.87	3.75	3.75
スラグ運搬車等	5.0	5.0	MXR6	4.54	4.08	3.62	3.17	2.71	2.25	1.79	1.33	1.28	1.25	1.25
中古車	50.0	50.0	MXR7	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5	47.5

(出所)TPP暫定条文, メキシコ経済省関税率検索サイト(SIAVI)から作成

## (2) 原産地規則の緩和

### ◆ 日墨EPAより緩やかな原産地規則により、特惠関税の享受が容易に

日墨EPAとTPPの自動車産業の品目別原産地規則(主要なもののみ)

協定	品名		
	完成車・エンジン	エンジン部品	HS8708項
日墨EPA	CTH and 65% (BD)	CTH or 65% (BD)	CTH or 65% (BD)
TPP	55% (BD)	CTH or 45% (BD)	CTSH or 45~55% (BD)

(注)CTH(4桁レベルの関税分類変更)、CTSH(6桁レベルの関税分類変更)

BD(取引価額・控除方式の域内原産割合)

(出所)日墨EPA条文、TPP暫定条文から作成

# TPPにおける原産地の判断基準

- ◆ 他のFTA同様、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品、③非原材料を使用し付属書の品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品が、原産品として認定。
- ◆ 原産地規則は締約国1国のみで満たす必要はなく、複数の締約国で満たせばよい。(3.2条)
- ◆ 実際のビジネスで多く活用されるのは、③の品目別規則。

## 完全生産品

### 《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品:一次産品の採掘、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品同士から生産されても完全生産品であるという概念

### 《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

## 原産材料からのみ生産される製品

- 生産に直接使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料(非原産材料)が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

## 品目別規則(PSR)を満たす製品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 付属書(PSR)は関税番号毎に要件定められている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
  - ①関税分類変更基準
  - ②付加価値基準
  - ③加工工程基準
- TPPでは複数の基準が定められている品目があるが、原則いずれかを満たせばよい。ただし、バッグ、アパレル、ふとんについては、①と③を同時に満たす必要がある。



# 関税分類変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)

- ◆ 使用する非原産材料について、関税番号での「桁数の変更」ルールを満たせば、生産される商品は原産品として認められる。

CC

■ Change in Chapter: 類の変更 (2桁変更)

CTH

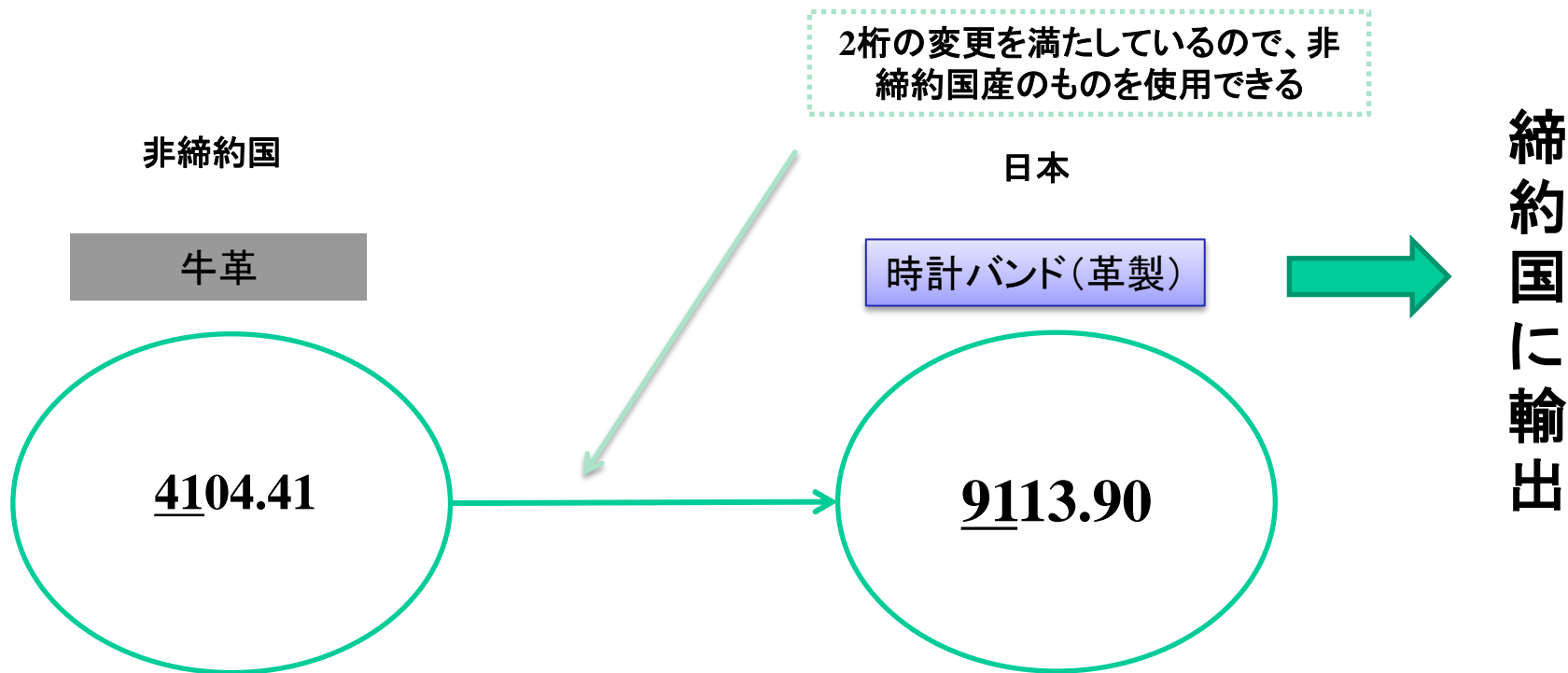
■ Change in Tariff Heading: 項の変更 (4桁変更)

CTSH

■ Change in Tariff Sub-Heading: 号の変更 (6桁変更)

# 2桁レベルの変更(CC)の事例

HS Classification(HS2007)	Product-Specific Rule of Origin
9113.90	A change to a good of subheading 9113.90 from <u>any other chapter</u> .

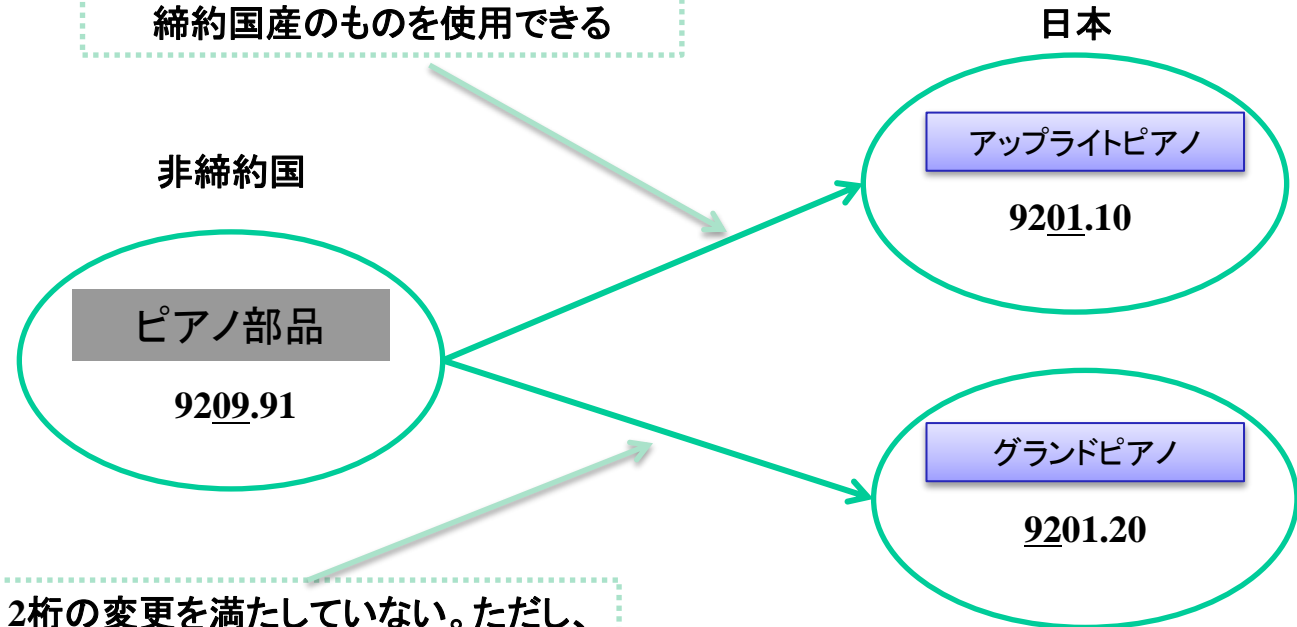


# 4桁レベルの変更(CTH)の事例

HS Classification(HS2007)	Product-Specific Rule of Origin
9201.10	A change to a good of subheading 9201.10 <u>from any other heading</u> .
9201.20 - 9201.90	A change to a good of subheading 9201.20 through 9201.90 <u>from any other chapter</u> ; or No change in tariff classification required for a good of subheading 9201.20 through 9201.90, provided there is a regional value content of not less than: (a) 35 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the build-down method; or (c) 55 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of chapter 92.

関税分類変更基準  
 選択制  
 付加価値基準

4桁の変更を満たしているので、非締約国産のものを使用できる

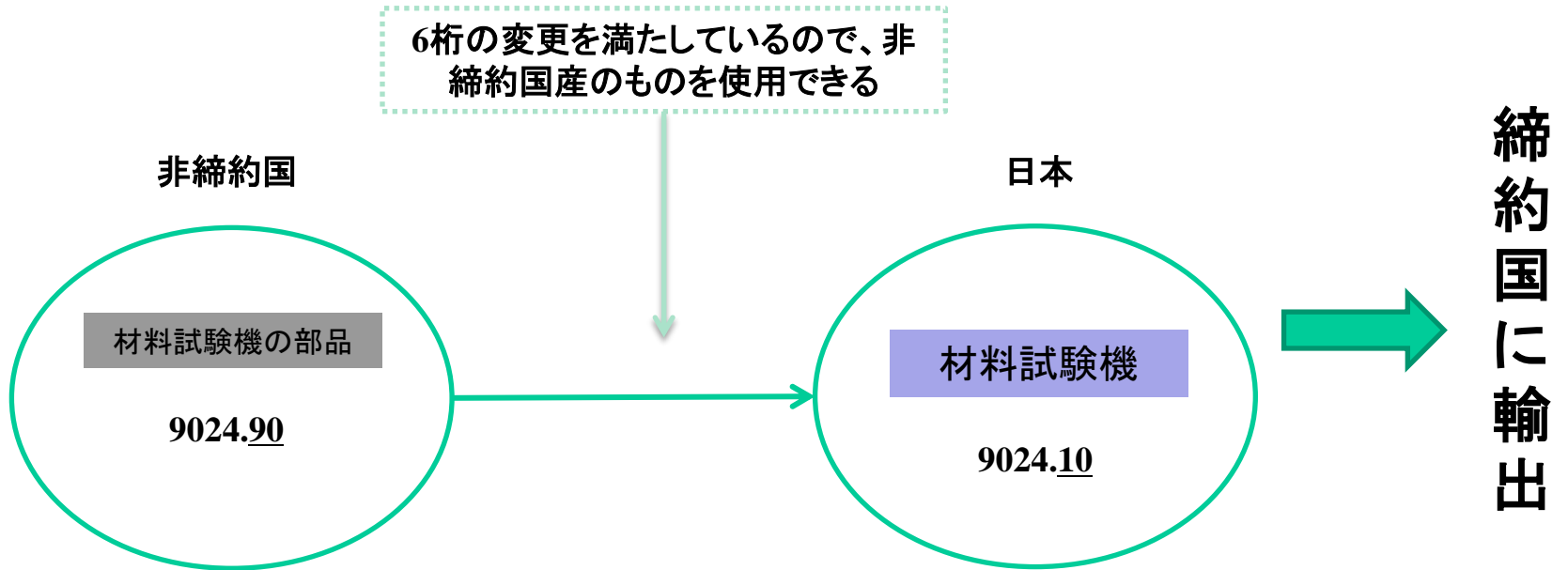


(4桁レベルの変更) →  
 (2桁レベルの変更) →  
**締約国に輸出**

2桁の変更を満たしていない。ただし、付加価値基準との選択性であるので、同基準を満たせば原産となる

# 6桁レベルの変更(CTSH)の事例

HS Classification(HS2007)	Product-Specific Rule of Origin
9024.10 - 9024.80	A change to a good of subheading 9024.10 through <u>9024.80</u> from <u>any other subheading</u> .



## (参考)CTCをクリアしないときは？ ～デミニマスを検討～

- 関税分類変更(CTC)が行われない非原産材料でも、当該材料価額合計が製品取引価額(FOB価額)の10%(日墨EPAやTPPの場合、繊維製品の場合は重量の10%)以下である場合は無視できる。
- NAFTAの場合、デミニマスの閾値は7%。

### <具体例>

- 中国製の輸入部品を組み込んでFOB価格300米ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、TPPを活用して米国に輸出する。
- 輸出する商品と同じHS6桁(8708.93)に分類される中国製部品を2個使用するため(HS8708.93は「クラッチ及びその部品」)、CTCはクリアできない。
- しかし、当該クラッチ部品のCIF価格は15ドル、10ドルで合計25ドル。関税分類が変更しない非原産材料価額の合計は、 $25 \div 300 = 8.33\%$ で10%以下である。よってデミニマスが適用可能。

# 付加価値基準

- ◆ 付加価値基準とは、締約国内における生産・加工等に伴い形成された付加価値を以下の方法で価格換算し、当該付加価値が一定の基準値(閾値)を超えた場合に、当該産品を原産品と認める基準。
- ◆ 品目別規則において規定された計算式のどれを使うかは利用者の判断。

方式	計算式
積上げ方式(BU) (原産材料の価額に基づく計算式)	$RVC = \frac{VOM}{FOB} \times 100$
控除方式(BD) (非原産材料の価額に基づく計算式)	$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
重点価格方式(FV) (特定の非原産材料の価額に基づく計算式)	$RVC = \frac{FOB - FVNM}{FOB} \times 100$
純費用(NC)方式 (自動車関連産品にのみ適用する計算式)	$RVC = \frac{NC - VNM}{NC} \times 100$

RVC	(Regional Value Content)	百分率で表示される産品の域内原産割合
VNM	(Value of Non-Originating Materials)	産品の生産において使用される非原産材料の価額
VOM	(Value of Originating Materials)	産品の生産において使用される原産材料の価額
NC	(Net Cost)	産品の総費用から、販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係わる費用、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子を減じた費用(純費用)
FVNM	(Focused Value of Non-Originating Materials)	品目別規則において特定され、かつ、産品の生産において使用される非原産材料の価額。品目別規則において特定されていない非原産材料はFVNMとして考慮しない。

# 積上げ方式(Build-up Method)

◆ 原産材料を積上げて計算し、取引価格(FOB価格)に対する原産割合を計算

材料費	非原産材料(VNM)	(25万円)
	原産材料(VOM)	(30万円)
労務費		(10万円)
労務費以外の経費	販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係わる経費、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子	(15万円)
	その他経費(光熱費等)	(10万円)
利益		(10万円)
FOB価格		(100万円)

$$\frac{\text{VOM}(25\text{万円})}{\text{FOB価額}(100\text{万円})} = 30\%$$

# 控除方式(Build-down Method)

◆ 非原産材料を計算し、取引価格(FOB価格)から差し引いて原産割合を計算

材料費	非原産材料(VNM)	(25万円)
	原産材料(VOM)	(30万円)
労務費		(10万円)
労務費以外の経費	販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係わる経費、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子	(15万円)
	その他経費(光熱費等)	(10万円)
利益		(10万円)
FOB価格		(100万円)

$$\frac{\text{FOB価額(100万円)} - \text{VNM(25万円)}}{\text{FOB価額(100万円)}} = 75\%$$



# 重点価格方式(focused Value Method)

## 《控除方式の変形》

◆ 特定の非原産材料を計算し、取引価格(FOB価格)から差し引いて原産割合を計算

材料費	特定の非原産材料(FVNM)	(15万円)
	その他の非原産材料	(10万円)
	原産材料(VOM)	(30万円)
労務費		(10万円)
労務費以外の経費	販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係わる経費、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子	(15万円)
	その他経費(光熱費等)	(10万円)
利益		(10万円)
FOB価格		(100万円)

$$\frac{\text{FOB価額(100万円)} - \text{FVNM(15万円)}}{\text{FOB価額(100万円)}} = 85\%$$

## 【重点価格方式の例:バックミラー】

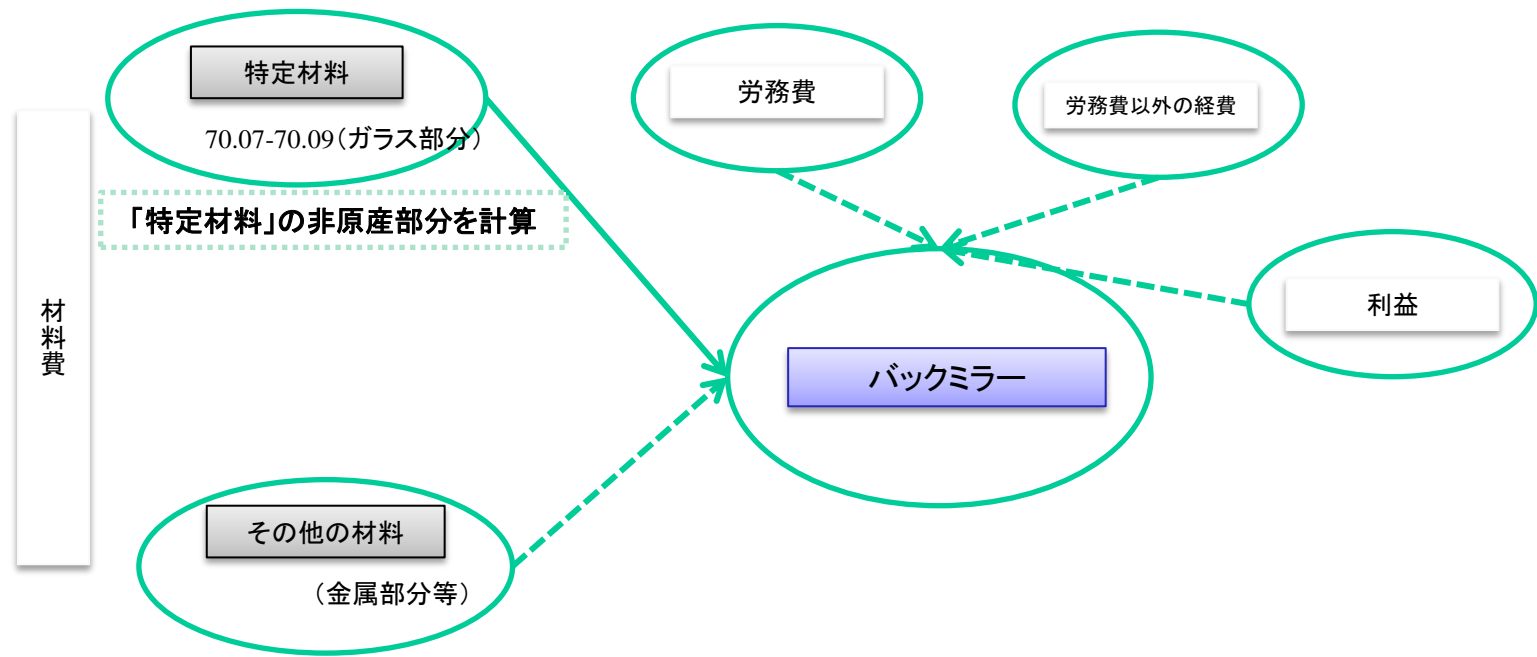
HS Classification(HS2007)	Product-Specific Rule of Origin
7009	<p>A change to a good of heading 70.09 from any other heading, except from heading 70.07 through 70.08;</p> <p>or No change in tariff classification required for a good of heading 70.09, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method; or (c) <u>50 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of heading 70.07 through 70.09.</u></p>

関税分類変更基準

選択制

付加価値基準

700910 バックミラー	CTH(7007、7008を除く) 又はRVC(積み上げ30%、控除40%、重点価格50%)	重点価格の場合は7007~7009の非原産材料のみで計算
---------------	---	------------------------------



# 純費用方式(Net Cost Method)

- ◆ 非原産材料を積上げて計算し、純費用に対する原産割合を計算
- \* 自動車関連産品のみ適用する計算式

材料費	非原産材料(VNM)	(25万円)
	原産材料(VOM)	(30万円)
労務費		(10万円)
労務費以外の経費	その他経費(光熱費等)	(10万円)
純費用(Net Cost)		(75万円)
利益		(10万円)
労務費以外の経費	販売促進費、マーケティング及びアフターサービスに係わる経費、使用料、輸送費及び梱包費並びに不当な利子	(15万円)
FOB価格		(100万円)

$$\frac{\text{NC(75万円)} - \text{VNM(25万円)}}{\text{NC(75万円)}} = 66.7\%$$

# 原産地証明プロセス

## 第三者証明制度

日本の場合：経済産業大臣が指定した指定発給機関（日本商工会議所）が原産品であることを証明する原産地証明書を輸出者に対して発給  
メキシコの場合：メキシコ経済省（貿易局及び地方支部）が発給

## 認定輸出者自己証明制度

国による認定を受けた輸出者自らが証明書を作成することができる制度

## 自己申告制度 （完全自己証明制度）



TPP

輸出者（生産者、輸入者）自らが証明書を作成することができる制度（国による認定は不要）

## 【日本のEPA/FTAにおける証明手続き】

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告制度（完全自己証明制度）
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日本メキシコ	2005年4月	○	-	-
（改正）	2012年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
TPP	大筋合意 （2016年10月）	-	-	○

### 3. 進出企業の部材調達に与える効果 ～自動車産業を中心に～

# メキシコ進出企業の部材調達柔軟化

## (A) 現状

- 米国側の関税免除のためにはNAFTA原産地規則を満たす必要あり。
- 自動車産業の場合、完成車の原産地規則は、純費用(NC)方式に重点価格(FV)方式の概念を導入したNAFTA固有の計算公式(トレーシング)の下での62.5%のRVC
- OEM向け自動車部品の原産地規則は品目別に異なるが、4桁レベルの関税分類変更(CTH)、あるいはトレーシングを採用したNC基準のRVCで60%以上が多い。

## (B) TPP発効後

- NAFTAあるいはTPPの原産地規則のうち、どちらか有利な方を利用すれば良い。
- 日本も米国もメキシコもTPP加盟地域。完全累積の採用により、日本での付加価値を算入しやすくなる。

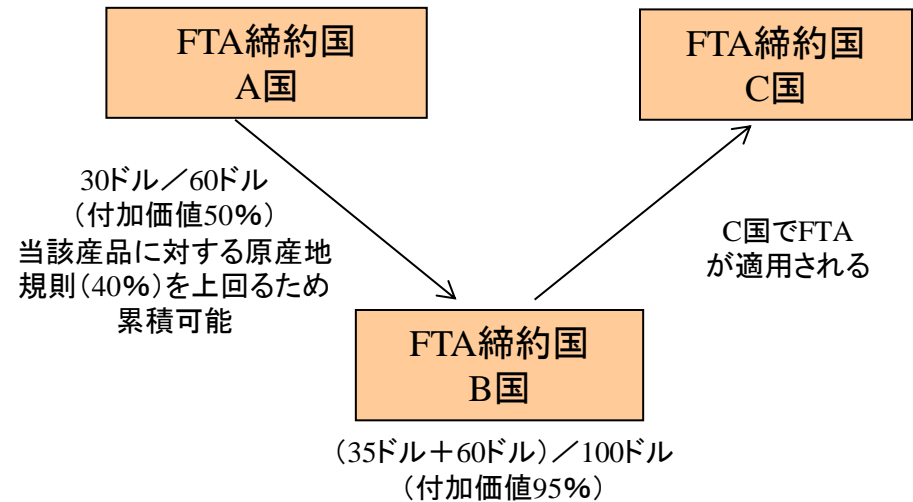
# 完全累積とは？

## ■ 完全累積が適用されないFTAと適用される

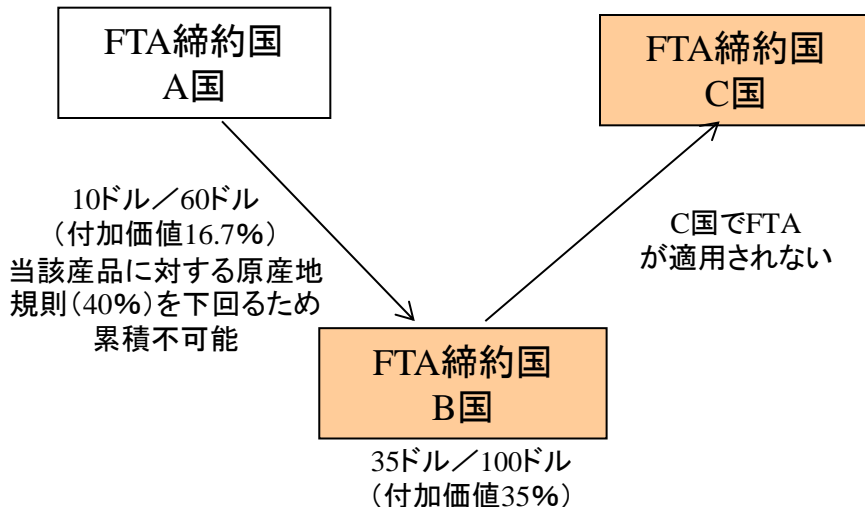
### FTAの比較

- ① FTA締約国A国で生産された中間財を同FTA締約国のB国で活用し、最終財を製造、同FTA締約国であるC国にFTAを利用して輸出
- ② 当該製品に対する原産地規則は付加価値基準40%が適用されている場合を想定。

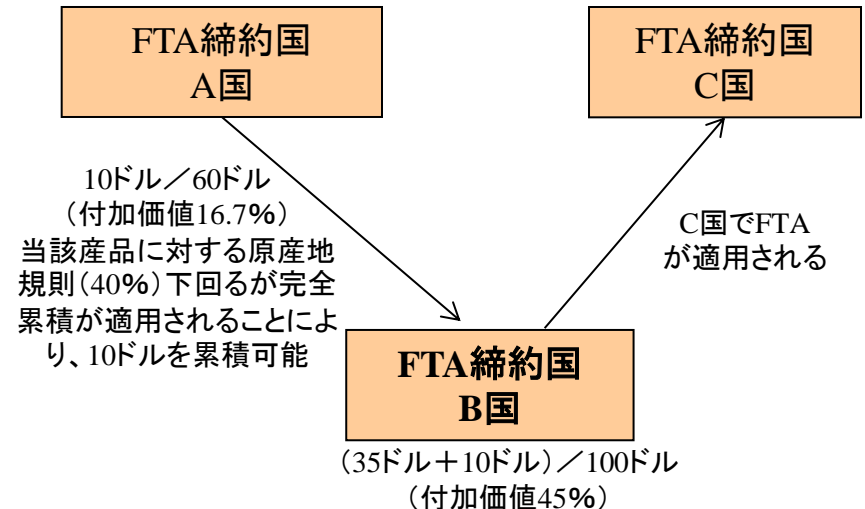
### 通常のFTAの累積



### 完全累積が適用されないFTAのケース



### 完全累積が適用されるFTAのケース



完全累積がない場合、A国における付加価値を累積できないため、FTAの原産地規則を満たせない

完全累積がある場合、A国における付加価値10ドルが累積できるため、FTAの原産地規則を満たせる

# NAFTAとTPPのPSR比較

NAFTAとTPPの自動車産業の品目別原産地規則(主要なもののみ)

品名	NAFTA	TPP
乗用車・ピックアップ	CTH and 62.5% (NC)	45%(BU/NC) 55% (BD)
エンジン	CTH and 62.5% (NC)	45%(BU/NC) 55% (BD)
エンジン部品	CTH or 60% (NC)	CTH or 35%(BU/NC) 45% (BD)
トランスミッション	CTH or 62.5% (NC)	CTSH or 45%(BU/NC) 55% (BD)
駆動軸・非駆動軸	CTH or 60% (NC)	CTSH or 40%(BU/NC) 50% (BD)
ブレーキ	CTH or 60% (NC)	CTSH or 45%(BU/NC) 55% (BD)
ステアリング	CTH or 60% (NC)	CTSH or 45%(BU/NC) 55% (BD)
サスペンション	CTH or 60% (NC)	CTSH or 45%(BU/NC) 55% (BD)

(注)CTH(4桁レベルの関税分類変更), CTSH(6桁レベルの関税分類変更)

BU(積上方式の域内原産割合), BD(取引価額・控除方式の域内原産割合)

NC(純費用方式の域内原産割合)

NAFTAの純費用方式の計算方法はTPPとは異なり、ほぼFV(重点価格)方式に相当。

(出所)NAFTA条文、TPP暫定条文から作成



# NAFTA自動車分野原産地規則の留意点

## <自動車分野の原産地規則の特徴>

- 域内付加価値基準(RVC)はネットコスト(純費用)方式を採用。ただし、乗用車・ピックアップ、Annex 403.1に掲載された純正自動車部品の非原産材料価額の計算方法には、TPPの「重点価格方式」の考え方に近い「トレーシング」ルールを適用

$$RVC(\%) = \frac{\text{純費用(NC)} - \text{FVNM(Annex403.1)}}{\text{純費用(NC)}} \times 100$$

- 乗用車、小型バス、小型トラック、同エンジン・トランスミッションのRVCは62.5%。大型車両、同エンジン・トランスミッション及びトレーシング対象部品・原材料(Annex403-1リストに掲載された品目)のRVCは60%

# NAFTA原産地規則の留意点

## <非原産材料価格のトレーシング>

- NAFTAの自動車分野の原産地規則における特別ルールであり、NAFTA第403.1条で規定
- 乗用車、小型バス・トラック及びAnnex403-1掲載の自動車部品(アフターマーケット用除く)の原産地規則に適用。
- 自動車、同部品の域内付加価値比率の計算に際し、Annex 403-1にリストアップされた部品・原材料が域外から輸入された場合に、**輸入時点まで遡って**同部品の調達価額を非原産材料価額に足しあげていく方式
- **トレーシング非対象品目の場合、域外産であっても非原産材料価額に含めなくてもよいが、トレーシング対象品目の場合は、域内で別の部品の生産に使用されて同部品がNAFTA原産の資格を得たとしても、**域外から輸入された「トレーシング対象品目の価額分」は非原産材料価額に含めなければならない(ロールアップできない)****

# NAFTA原産地規則の留意点

## <NAFTA第403.1条:トレーシングの具体例>

- ① HS7318項のネジ/ナットがNAFTA域外から輸入され、NAFTA域内で自動車物品の生産に使用される。HS7318項はAnnex403-1に記載されていないため、ネジ/ナットはトレーシング対象材料ではない。そのため、NAFTA域外から輸入されたものであっても、ネジ/ナットの価額は自動車部品に使用された非原産材料価額には含まれない。
- ② HS8501.10号の電気モーターがNAFTA域外から輸入され、域内で第9401.90号の座席フレームの生産に使用される。同電気モーター付座席フレームは、HS9401.20号に分類される座席の生産者に販売される。一方、座席生産者は、自動車メーカーに座席を純正部品として販売する。**HS8501.10号とHS9401.20号はAnnex403-1に記載されているが、HS9401.90号は含まれていない。**電気モーターはトレーシング対象だが、座席は域外から輸入されたものではないため、自動車メーカーにとってトレーシング対象にはならない。座席の域内付加価値を算定する上で、**電気モーターの価額はトレーシング対象**なので非原産材料にカウントする。また、自動車の域内付加価値を算定する上でも、**電気モーターの価額は、座席自体が原産材料であったとしても、同車両の生産に使用された非原産材料の価額に含めなければならない。**

# トレーシングの具体例

## <②のケースにおける各段階における非原産材料価額>

	電気モーター	座席フレーム	座席	非原産材料価額
座席フレームメーカー	トレーシング対象			電気モーター部分
座席メーカー	トレーシング対象	非トレーシング対象		電気モーター部分
自動車メーカー	トレーシング対象	非トレーシング対象	非トレーシング対象 (域内生産のため)	電気モーター部分

(注)電気モーター以外のトレーシング対象品目を域内生産していると仮定した場合

## <北米自動車産業におけるサプライヤーへのNAFTA原産確認方法>

- ◆ NAFTAの場合、サプライヤーに「納入する部品はNAFTA原産品ですか」と聞いてもあまり意味がない。
- ◆ OEMはTier1に対し、Tier1がOEMに納める自動車部品の中に自社が域外から輸入調達したトレーシング対象部品がないかどうかを確認する。また、域内Tier2から現地調達した部品の中に域外から輸入されたトレーシング対象部品が組み込まれていないかどうかをTier2に確認するように求める。
- ◆ Tier1はTier2に対し、Tier2がTier1に納める自動車部品の中に自社が域外から輸入調達したトレーシング対象部品がないかどうかを確認する。また、域内Tier3から現地調達した部品の中に域外から輸入されたトレーシング対象部品が組み込まれていないかどうかをTier3に確認するように求める。
- ◆ 納入先に報告するトレーシング対象品目の価格は、それが域外から最初に輸入された際の輸入申告価格。

# TPPによる原産地規則柔軟化の影響を具体的に受けるのはAnnex 403.1に記載された部品

メキシコのNAFTA別添403.1掲載部品の原産国別輸入額

(単位:100万ドル, %)

国名	2012年	2013年	2014年	
	金額	金額	金額	構成比
米国	24,855.0	25,643.2	27,966.2	57.9
中国	3,355.2	3,808.7	4,692.6	9.7
日本	3,760.5	3,216.7	3,590.6	7.4
ドイツ	2,650.8	2,305.1	2,445.1	5.1
カナダ	1,253.4	1,335.9	1,457.8	3.0
韓国	1,025.1	1,214.0	1,350.6	2.8
ブラジル	869.0	813.2	738.4	1.5
イタリア	521.9	617.3	641.9	1.3
スペイン	326.2	543.7	579.4	1.2
ニカラグア	50.7	518.1	496.1	1.0
その他	3,538.8	3,944.3	4,380.5	9.1
合計	42,206.6	43,960.3	48,339.2	100.0

(出所) 国立統計地理情報院(INEGI)貿易統計から作成

日本のNAFTA別添403.1掲載部品の仕向け地別輸出額

(単位:100万ドル, %)

国名	2012年	2013年	2014年	
	金額	金額	金額	構成比
米国	22,264.2	21,060.7	21,092.9	23.8
中国	18,306.8	16,770.1	15,993.2	18.0
タイ	11,071.0	9,407.6	6,578.2	7.4
インドネシア	5,046.6	4,429.6	3,667.6	4.1
メキシコ	3,384.5	2,594.1	3,103.0	3.5
韓国	4,062.5	3,266.6	3,030.8	3.4
カナダ	2,343.7	2,013.1	2,316.7	2.6
ドイツ	2,853.8	2,364.1	2,271.5	2.6
台湾	2,766.2	2,050.1	2,044.4	2.3
英国	2,908.7	2,461.9	1,897.6	2.1
その他	31,900.6	28,801.4	26,675.6	30.1
合計	106,908.6	95,219.2	88,671.5	100.0

(出所) 財務省貿易統計(通関ベース)から作成

メキシコのNAFTA別添403.1掲載部品の輸入額と日本製のシェア

(単位:100万ドル, %)

HS	品名	全世界	日本	構成比
840820	自動車用ディーゼルエンジン	4,240.5	10.1	0.2
870840	変速機およびその部品	3,845.7	524.1	13.6
8409	エンジン部品	3,742.0	386.2	10.3
4011	ゴム製空気タイヤ(新品)	3,382.7	143.1	4.2
853690	その他の回路用スイッチ、コネクタ	3,130.5	333.0	10.6
870899	その他の自動車部品	2,971.1	191.2	6.4
870850	駆動軸/非駆動軸およびその部品	2,295.8	379.9	16.5
870894	ハンドル/ステアリングコラム・ボックスおよびその部品	1,849.8	71.3	3.9
870830	ブレーキ/サーボブレーキおよびブレーキ部品	1,822.5	60.7	3.3
870880	懸架装置およびその部品(ショックアブソーバーを含む)	1,389.1	104.1	7.5
848180	気体圧縮機	1,376.3	59.1	4.3
853650	電気回路用スイッチ	1,153.2	136.2	11.8
870895	安全エアバッグおよびその部品	1,150.5	108.1	9.4
854430	点火用配線セットその他配線セット	1,136.6	21.5	1.9
903289	自動調整機器でその他のもの(サーモスタット等を除く)	1,086.8	74.2	6.8
903180	測定用検査用機器	945.3	125.1	13.2
848310	電動軸(カムシャフトを含む)	823.7	71.6	8.7
841330	燃料用、潤滑油用、冷却媒体用ポンプ	753.8	47.1	6.3
84073402	1000~2000ccのガソリンエンジン	589.6	1.8	0.3
848340	歯車、歯車電動機	585.9	94.3	16.1
851220	照明機器、可視信号用機器	580.3	46.5	8.0
850110	電動機/発電機(出力37.5W以下)	501.0	10.0	2.0
850131	直流電動機/発電機(出力750W以下)	486.3	12.2	2.5
4009	管およびホース、継手	485.5	26.1	5.4
848210	玉軸受	469.1	67.0	14.3
851150	その他の発電機	436.2	25.2	5.8
848330	軸受箱	430.0	30.4	7.1
848120	油圧伝動装置用または空気圧電動装置用弁	400.3	5.3	1.3
84073499	2,000cc超の自動車用ガソリンエンジン	391.9	1.3	0.3
870892	マフラー/排気管およびその部品	377.7	15.9	4.2
-	その他	5,509.5	407.8	7.4
合計		48,339.2	3,590.6	7.4

(注) 黄色い網掛けは日本の対世界輸出額が比較的大きいが、メキシコでは極端にシェアが低い品目。

(出所) 国立統計地理情報院(INEGI)貿易統計等から作成

# NAFTAの方が基準達成が容易な場合も

## ＜モデルケース＞

韓国(ポスコ)製の熱延鋼板(域内でプレス加工してサスペンションフレームに加工)とタイ製のサスペンション専用部品を輸入してサスペンションモジュールを製造する。

サスペンションモジュールの域内付加価値(RVC)の計算例

部材名	HSコード	価格			
		NAFTA		TPP	
		原産材料	非原産材料	原産材料	非原産材料
熱延鋼板	7208	40.0			40.0
サスペンション専用部品	8708.80		12.0		12.0
その他原産材料	-	20.0		20.0	
労働コスト	-	8.0		8.0	
間接経費	-	10.0		10.0	
小計	-	78.0	12.0	38.0	52.0
純費用合計	-	90.0		90.0	
域内付加価値(NC)	-	86.7%		42.2%	
利益・販促費等	-	10.0		10.0	
FOB価格	-	100.0		100.0	
域内付加価値(BD)	-	N.A.		48.0%	

(注)NCは純費用方式の域内付加価値, BDは取引価額・控除方式の域内付加価値比率。

NAFTAではBD方式は利用できない。価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

(出所)NAFTA条文、TPP暫定条文から作成

◆ TPPの場合、HS8708.80号に分類され、CTSHをクリアしないサスペンション専用部品の価格がFOB価格の10%を超えるためデミニマスルールが使えない。そのため、関税分類変更基準(CTC)を使えない。RVCを計算することになるが、非原産材料である韓国製の鋼材の価格が高いためにRVCをクリアできない。

◆ 他方、NAFTAの場合、HS8708.80号の部品があるためにCTCはクリアできないものの、RVCの計算においてトレーシングルールが適用されるため、Annex403.1に載っていない熱延鋼板(HS7208項)の価格は非原産材料として計上しなくても良い。このため、NAFTAのRVCである純費用の60%をクリアできる。

# RVCをクリアしない場合の最終手段 ～内製「中間材料」の概念～

## ➤ 第3.6条 生産に使用される材料

各締約国は、非原産材料について、この章(原産地規則)に規定する要件を満たすような更なる生産が行われる場合において、その後に生産された産品が原産品であると決定するときは、当該非原産材料は、当該産品の生産者によって生産されたかどうかに関らず、原産材料として取り扱われることを定める。

## ➤ 第3.7条 生産に使用される材料の価格

(c) 産品の生産者が自ら生産する材料については、次の(i)及び(ii)に規定する価額の合算額とする。

(i) 当該材料の生産に要する全ての費用(一般経費を含む)

(ii) 通常取引において付加される利得に相当する額、または価格を決定しようとしている当該材料と同一の区分もしくは種類の産品の販売において通常反映される利得と等しい額

## <モデルケース>

韓国製(ポスコ)の熱延鋼板をプレス加工してサスペンションフレームに加工し、タイから輸入したサスペンション専用部品を付けてサスペンションモジュールを製造する。

◆ TPPの場合、普通に計算すると非原産材料である韓国製の鋼材の価格が高いためにRVCをクリアできない。

◆ しかし、内製しているサスペンションフレームの製造工程(HS7208 → 8708.80)はTPPの原産地規則を満たすため、中間材料の概念を適用して熱延鋼板の輸入調達価格を含むフレームの全ての価格を原産材料価額にカウントすることができる。

# RVCをクリアしない場合の最終手段 ～内製「中間材料」の概念～

サスペンションモジュールの域内付加価値(RVC)の計算例(控除方式で計算)

＜サスペンションフレームを中間材料に指定しない場合＞

＜サスペンションフレームを中間材料に指定する場合＞

経費項目	価額
A. 原産材料価額	20.0
原産材料価額	20.0
B. 非原産材料価額	52.0
熱延鋼板	40.0
その他非原産部品	12.0
C. 労働コスト	8.0
うちフレーム製造のための人件費	4.0
D. 間接経費(光熱費等)	10.0
うちフレーム製造のための間接経費	5.0
E. 利益・販促費	10.0
うちフレーム相当分	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100

経費項目	価額
A. 原産材料価額	74.0
サスペンションフレーム(内製中間材料)	54.0
熱延鋼板	40.0
労働コスト	4.0
間接経費(光熱費等)	5.0
利益・販促費	5.0
その他原産材料価額	20.0
B. 非原産材料価額	12.0
C. その他労働コスト	4.0
D. その他間接経費	5.0
E. その他利益・販促費	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100.0

$RVC(\%) = (F-B) / F \times 100$	48.0%
----------------------------------	-------

$RVC(\%) = (F-B) / F \times 100$	88.0%
----------------------------------	-------

(注) 価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

(出所) TPP暫定条文から作成

**サスペンションフレームを中間材料に指定すればRVC55%をクリア！**



## 4. メキシコのビジネス環境に与える その他の効果

# (1) メキシコの税関手数料(DTA)が低下へ

## (A) 現状(確定輸入の場合)

- 各FTAの規定により、以下のとおり差がある。

確定輸入における税関手数料(2016年, 原産国別)

米国, カナダ, 中米5カ国, コロンビア, ボリビア, チリ	EU, EFTA, イスラエル	その他(日本含む)
免除	280.92ペソ/申告	CIF × 0.8%

## (B) TPP発効後(発効後6年目以降)

- TPPの第2-14条は、各国の税関手数料が役務の費用の概算額を限度とし、従価により手数料や課徴金を課してはならないと規定。ただし、米国は発効後3年間、メキシコは発効後5年間は現行の手数料を維持できる。
- ⇒ 発効後6年目以降はEU産と同様、**少なくとも定額制のDTAまで引き下げられることになる。**  
(1申告当たり3万5,115ペソ(約22万2,000円、1ペソ=6.31円)を超える貨物の場合、実質的に手数料が割安になる)

## (2) 通関手続きが円滑に

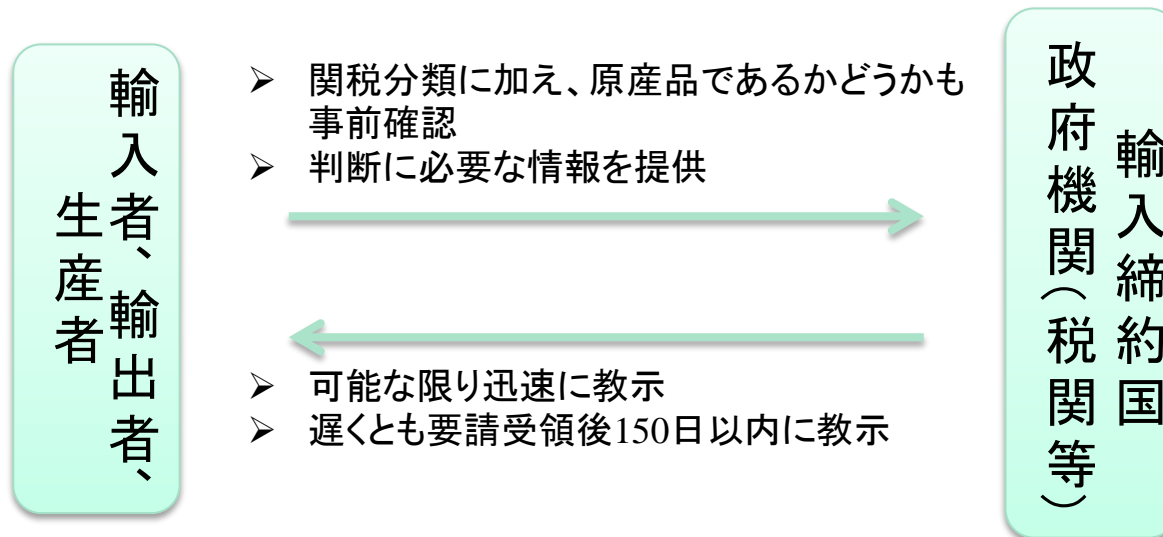
### (A) 迅速通関の目標を設定(第5・10条)

関税法令の遵守を確保するために必要な期間(可能な限り貨物の到着から48時間以内)に引取りを許可する体制を各加盟国に求める。

- ✓ Doing Business(2016)によると、メキシコの税関における平均所要時間は輸入で44時間、輸出で20時間であり、比較的迅速。

### (B) 事前教示制度についても規定(第5.3条)

関税分類、関税評価の基準、原産品かどうかについて、貿易事業者からの要請後150日以内に事前教示を行う。



## <参考>メキシコの関税分類事前教示制度

### ① 関税分類事前教示技術会合 (Juntas Técnicas Consultivas)

- ◆ 通関士等を通じて実際に輸入する税関に申請。
- ◆ 判定結果は、見解の統一を図るために通達として回覧されるが、他の税関への強制力はない。
- ◆ 判定結果の有効期限は税関法に定めはないが、連邦税通則法36条bisの規定に基づき、税会計同一年度内と考えられる。
- ◆ 検査・分析を必要とする物品の場合は、関税分類事前教示技術会合は申請できない。
- ◆ 申請の受理から2営業日以内に技術会合の開催日程を決定し、申請の受理から5営業日以内に技術会合を行う。

### ② 法的照会 (Consulta Juridica)

- ◆ 国税庁 (SAT) に正式な判定を依頼。判定結果はSATの決議として出され、以後、同じの品目の貨物を輸入する場合、同一の関税分類番号の適用を担保する制度。
- ◆ 判定結果はいずれの税関においても適用される。なお、法的照会を行った場合は関税分類事前教示技術会合による判定を申請することはできない。
- ◆ 申請の受理から4カ月以内に決議が発出される。

## (3) 知的財産権保護の強化

### (A) 著作権の保護期間の延長

著作権の保護期間を50年から70年に延長(第18-63条)

### (B) 模倣品や海賊版の水際措置の導入

税関の管理下にある物品で、商標権又は著作権侵害物品である疑いのある物品については、職権により国境措置を開始することができることを定める(第18-76条の5)

- ◆ 現行法体系の下では、税関職員に模倣品・海賊版の職権による押収権限はない。
- ◆ 運用では、知財権侵害品の疑いがある貨物の通関を差し止め(48時間程度)、その間に権利者に通知し、IMPI(行政処分の場合)、あるいはPGR(刑事告訴の場合)に対して申し立てを行うよう権利者に促すのみ。

## (4) 投資・サービス分野の効果

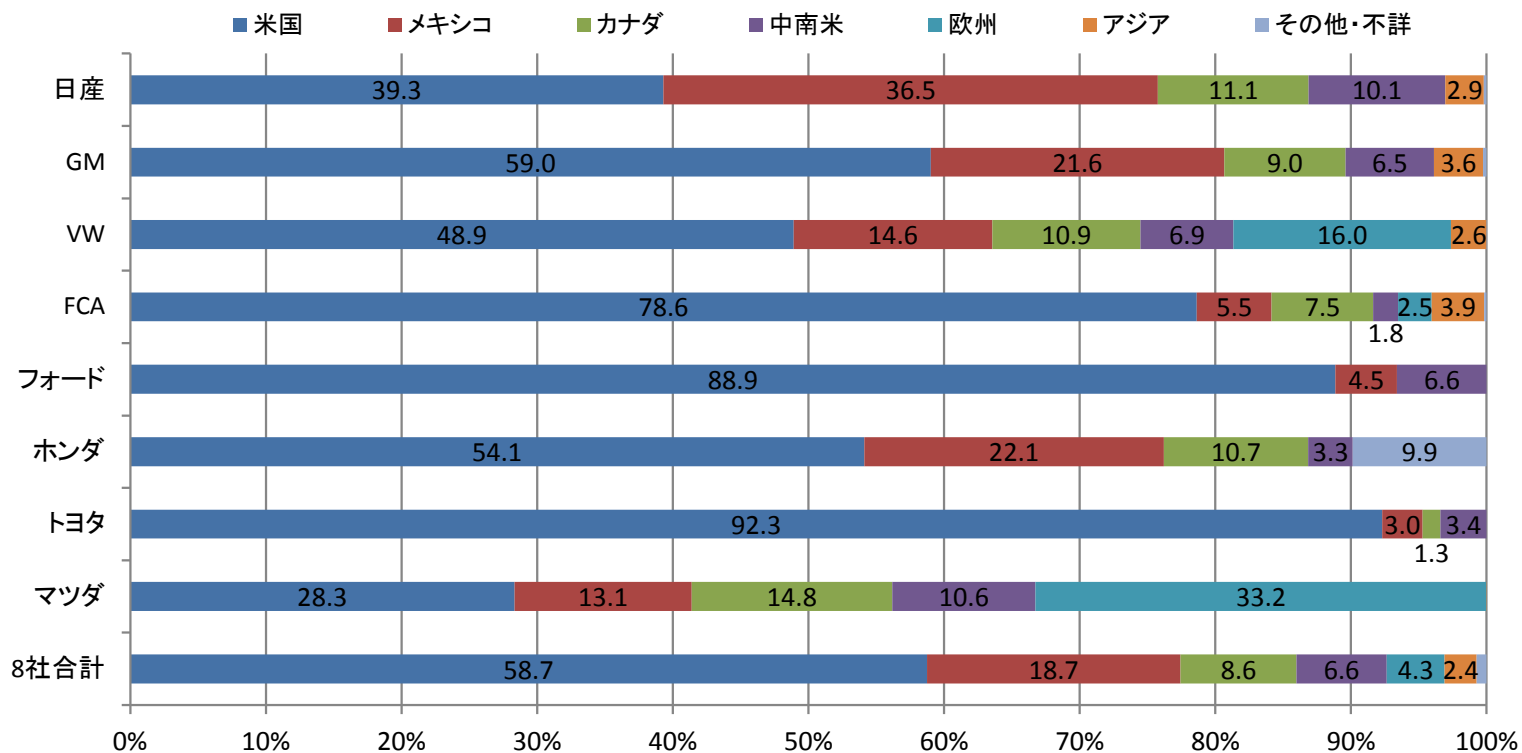
- ◆ 投資・サービス分野では、TPPが契機となり新たに自由化される分野はない(ガソリン販売等の自由化はエネルギー改革の成果であり、TPP交渉によるものではない)。
- ◆ 国内陸上トラック輸送分野については、TPPにおいても留保されており、外資系企業は同分野に参入できない。
- ◆ 外資法第9条に基づき、外資が出資比率49%を超えて参加する非規制業種の投資案件のうち、経済省外国投資委員会の承認が必要となる基準(当該企業の総資産額の基準)は、TPP発効時に10億米ドルに引き上げられる。したがって、外資委員会の承認を得なければならない案件は比較的大型の案件に限定されることになる。
- ✓ 2015年4月23日付官報公示決議では、同基準は38億1,081万6,212.47ペソ(約2億5,000万ドル)。

# TPP発効後のメキシコの自動車産業への 進出を考えるポイント

- OEMやTier1が部材の現地調達を進める背景にあるのは、米国の関税メリットだけではない。
  - ✓ 輸送コスト
  - ✓ 在庫コスト(JIT)
  - ✓ 部材調達の一極集中回避
  - ✓ 緊急時の対応
- 在メキシコOEMやTier1の輸出先は米国だけではない。EUやブラジル向け特惠輸出のためにはメキシコ国内での付加価値を増やす必要有り。
- メキシコ自動車産業の規模と成長性、先行者利益(裾野産業が未成熟なことによるビジネスチャンスがいつまで続くか)を考慮。

# OEM別の仕向け地別販売比率

企業別仕向け地別自動車販売比率(国産車販売+輸出の合計に占める構成比)



(注) 2015年1-12月のデータ。

(出所) メキシコ自動車工業会 (AMIA) データから作成



# 対ブラジル向けの原産地規則は厳しい

## メキシコ-ブラジル自動車協定の原産地規則(改定後)

製品分野	原産地規則の内容
完成車(乗用車、小型トラック)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が35%(注)以上 (「原産材料」には労働コストや間接経費は含めない)
自動車部品	
原則	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が35%(注)以上
カーオーディオ(録音/再生機付) (HS8527.21)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上 (原産材料には労働コストや間接経費は含めない)
カーオーディオ(その他) (HS8527.29)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上 (原産材料には労働コストや間接経費は含めない)
ギアボックス (HS8708.40)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が20%以上 (原産材料には労働コストや間接経費は含めない)
駆動軸及び非駆動軸、同部分品 (HS8708.50)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が18%以上 (原産材料には労働コストや間接経費は含めない)
その他の自動車部品 (HS8708.99)	製品取引価額(FOB)に占める原産材料の価額合計が19%以上 (原産材料には労働コストや間接経費は含めない)
完成車に組み込まれる部品を原産品と判断する基準	HS4桁レベルの関税分類変更、もしくは非原産材料価額合計が製品価額(FOB)の50%以下

(注)2019年3月19日以降は40%に引き上がる。

(出所)ACE 55号別添II(原産地規則)、同改定議定書などから作成。

JETRO

ありがとうございました  
¡¡ Muchas Gracias !!

JETRO 海外調査部

米州課 中畑 貴雄

Tel: 03-3582-4690

<http://www.jetro.go.jp>

【免責条項】本資料・セミナーで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料・セミナーで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。